

OfficeAGENT「リモートVPNシステム」(以下「本システム」といいます。)の利用者(以下「利用者」といいます。)は、サクサ株式会社(以下「サクサ」といいます。)に対し、本約款の内容が重要なものであることを理解したうえで内容を確認し、同内容を同意します。

第1条 (用語の定義)

本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	意味
本ルータ	サクサ製リモートVPNルータ ZC1000。
本管理機能	本ルータの設定情報(ネットワーク情報)を管理する機能。
本管理サーバ	リモートVPNルータ管理サーバ、すなわち、本管理機能を有する、サクサが管理するインターネット上に設置したサーバ。
本システム	リモートVPNシステム、すなわち、本ルータ及び本管理サーバにより実現される、拠点間VPN接続、リモートアクセス接続、リモート保守接続、以上の各機能を備えるシステム。
本接続用ソフトウェア	リモートVPN-WIN、すなわち、利用者がインターネット網を介し、本ルータにVPN接続を行うことができるWindows® PC版のリモートアクセス接続用ソフトウェア。

「Windows は、米国 Microsoft Corporation の、米国およびその他の国における登録商標または商標です。」

第2条 (本接続用ソフトウェア等の提供に関連した確認事項)

サクサは、利用者が本約款に同意した場合に限り、利用者に対して、同意の時点以降、本約款に定めるところに従って、本接続用ソフトウェア及び本管理機能を提供します。

- サクサは、利用者に対して、本接続用ソフトウェアに関して前項により使用のみを許諾します。利用者は、本接続用ソフトウェアを独占的に使用する権限を取得するものではありません。
- 利用者は、本条第1項の提供を受けることにより、本約款に従い、本システムを利用することができます。ただし、第5条のとおりです。

第3条 (利用条件等に関連した確認事項)

前条の同意にあたってはサクサの責任者による押印がされた文書によらない限り、本約款の内容に変更を加えたり、一部について同意をしなかったり、条件を付けたりすることはできません。

- サクサは、本ルータを、直接又はサクサの指定する会社を通じて、販売会社に販売します。本システムは、販売会社から同製品を購入した利用者だけに提供されるものです。販売会社以外から購入する方法で同製品を取得(以下「不正規取得」といいます。)しても、前項に関わらず、本接続用ソフトウェア及び本管理機能を利用することはできません。
- 本接続用ソフトウェア及び本管理機能の利用は事業用目的に限られ、それ以外の目的で利用することはできません。また、本システムの提供区域は、日本国のすべての地域とします。
- サクサは、次の事由に該当する場合には、事前又は事後に告知することにより、本接続用ソフトウェア及び本管理機能の利用開始を拒み、また、利用が開始された後であってもその利用を即時終了させることができます。この場合、本条第1項にかかわらず、利用者には当初より本接続用ソフトウェア及び本管理機能の利用する地位が生じなかったこととなります。
 - 利用者が、利用申込みにあたり、事実と反する内容を連絡したとき
 - 利用者が前項に反する目的で利用する場合、又は、前項記載以外の地域で利用する場合
 - 利用者が第9条に定める禁止行為を行う目的を有しているか、同行為を行う恐れがあると認める場合
 - その他、利用申込みを承諾することが不適切であると合理的に認められる事由があるとサクサが判断したとき

第4条 (利用環境に関連した確認事項)

本システムを利用する上で必要なインターネットを利用するために必要なハードウェア、ソフトウェアおよび通信回線その他一切の利用環境(以下「利用環境」といいます。)は、利用者がその費用と負担において整備ないし準備する必要があります。本接続用ソフトウェアがインターネットを通じて提供される場合の通信回線等についても同様とします。

- サクサは、利用者に事前に告知なく、本システム構成機器(本ルータ、本管理サーバ、本接続用ソフトウェア、本管理サーバおよび本ルータ内のアプリケーションを含むがこれらに限りません。以下、「本システム構成機器」といいます。)の仕様、各機能の内容・構成等の変更ができるものとします。この場合も前項と同様とします。

第5条 (販売会社等に関連した確認事項)

サクサは、本システム開始時に必要な初期設定、同設定の変更、第4条の利用環境及びその整備、同変更のためのサポートまたは問い合わせ等の連絡については一切対応できません。利用者は、必要に応じて、販売会社に連絡、相談、依頼することとします。

なお、利用者から同連絡があった場合にはサクサの判断で、その内容を販売会社に連絡することがあります。

- リモート保守接続機能は販売会社が利用するもので、販売会社からリモート保守接続機能を利用したサービス提供を受けるには別途販売会社に依頼していただく必要があります。
- 本システムでは、利用者が本システムを利用するに当たり必要となる全てのID及びパスワードを販売会社において把握できます。このため、販売会社は本ルータとLANなどによって接続されるサーバその他のネットワーク機器内に利用者が保持する情報一切にアクセスすることが可能です。これを防止するためには、利用者が、同各ネットワーク機器のアクセス制限や機密情報の暗号化等本システム外の対応を、利用者の責任と費用で行う必要があります。

第6条 (本システム停止に関する確認事項)

本システムの利用可能時間は通常の0:00~24:00ですが、サクサの保有ないし使用するサーバ(本管理サーバを含みます)、システム、電気通信設備のメンテナンス、更新、変更、切り替え、交換ないし補修などを行う場合、又は、サクサの調査・研究・確認などに要する場合に、一時的に本システムを利用することができなくなることがあります。なお、サクサは利用者に対し、本システムを停止する日時の予定について7日前までに告知します。

- 前項にかかわらず、天災地変、停電または回線の不良、事故、突発的な障害の発生などの緊急の場合には、事前告知を行うことなく本システムを停止することがあります。天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合、その他公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う必要があると判断した場合も同様です。

第7条 (保存データの管理等)

サクサは、善良なる管理者の注意義務をもって、本管理サーバを維持し、本管理サーバ上のデータ(以下「保存データ」といいます)の保全に努めます。

- サクサは、以下の各号に定める場合であり、かつ、各場合に必要限度に限り、保存データの内容を閲覧し、また、以下の①、④、⑤又は⑥に定める場合には第三者に開示することがあります。
 - 事前に利用者の承諾を得た場合
 - システム障害の解析目的
 - システム利用状況の把握目的
 - 法令に基づく場合
 - 本約款に別途定めのある場合
 - 事前の同意がある場合、公知の事実である場合、他の適法な経路・手段で取得した情報に該当する場合
- サクサは、本管理サーバに障害が生じ、保存データが滅失したことを知ったときには、本管理サーバを修理し、すみやかな保存データの復旧に努めますが、復旧できない場合もあります。利用者は、修理・復旧に時間を要する可能性があることを承認し、また、修理・復旧が困難な場合は利用者に事前に告知することなく本システムの提供が中止されることを了承します。
- サクサは、本管理サーバ及び本接続用ソフトウェアの利用提供に関して必要となる業務の全部または一部をサクサの判断にて第三者に再委託することがあります。また、本管理サーバが第三者の所有ないし管理するサーバである場合があります。ただし、これらの場合、サクサは、同各第三者に対して、本条第2項に定める機密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

第8条 (利用者の責務)

利用者は、本システム構成機器より提供される情報などがサクサまたはサクサが許諾を受けている第三者の財産ないし知的財産であることを確認し、これを争いません。また、サクサまたは当該第三者に無断で転載・転用・改変したり、法令および本約款にて禁止される行為を行わないものとします。

- 利用者は、本約款に違反しサクサに損害を与えた場合、当該損害の賠償及び遅延損害金を支払う義務を負う場合があります。

第9条 (利用者の禁止行為)

利用者は、本システムの利用に関して次の行為を行わないものとします。

- 本約款の同意の際、虚偽の情報を連絡する行為
- 他の利用者の接続ユーザIDおよびパスワードを不正に使用する行為
- サクサまたは第三者の権利、財産、およびプライバシーを侵害する行為、もしくはサクサおよび第三者の名誉を毀損し、または侮辱し誹謗中傷す

- るような行為
- ④ 有害なコンピュータープログラムなどを用いてサクサのシステムに損害を与える行為、またはサクサの本システムの運営を妨げる行為
 - ⑤ 本ルータを分解、改造、本ルータおよび本管理サーバのプログラムの解析行為または複製する行為
 - ⑥ 前各号の準備行為、または前各号の行為をなす恐れのある行為
 - ⑦ 前各号の他、サクサまたは第三者に不利益を与える行為、および法令、公序良俗ならびに本利用契約に違反する行為、またはそのような恐れのある行為
 - ⑧ 本システムの趣旨にそぐわないとサクサが判断した行為

第10条 (利用提供の一時的停止)

サクサは、以下の場合、利用者の本管理機能及び本接続用ソフトウェアの利用を以下の通りの期間において停止することができます。

- ① 第3条第2項の不正規取得への該当性を確認・調査する必要が生じた場合、同確認・同調査に要する合理的期間内
- ② 第3条第4項の各事由の有無を確認・調査する必要が生じた場合、同確認・同調査に要する合理的期間内
- ③ 第8条第1項及び第9条各号の各事由の有無を確認・調査する必要が生じた場合、同確認・同調査に要する合理的期間内
- ④ その他、サクサが利用者による利用が本システムの運用に支障を来す恐れがあると判断した場合、その恐れが解消されるまでの間

第11条 (利用提供の終了)

サクサは、以下の場合、利用者に事前に告知することなく、利用者による本接続用ソフトウェア及び本管理機能の利用を終了させることができます。この場合、利用者は、本接続用ソフトウェア及び本管理機能の利用ができなくなります。

- ① 利用者が本約款に関する義務(第8条各項、第9条各号の義務を含みますが、これらに限られません。)の履行を遅滞した場合又は同義務に違反した場合
- ② 第10条各号記載の調査・確認・検討に利用者が協力しない場合

第12条 (利用提供の廃止)

サクサは、利用者に30日前までに告知することにより、本システムの提供そのもの、本接続用ソフトウェア、本管理機能、本システム上の各機能、あるいは、特定の種別および品目のシステムの、一部ないし全部の利用提供を終了することがあります。

第13条 (個人情報に関する取扱い)

利用者、サクサおよび販売会社は、個人情報保護に関する法令を遵守し、適正な取扱いと保護に努めるものとします。

第14条 (免責)

サクサは、利用者に対し、本システム構成機器について、その正確性および完全性について100%保証するものではありません。

- 2 本約款、並びに、本システムに関連してサクサが利用者に対して負う義務は、本約款記載の作為ないし不作為の各義務(以下「本義務」といいます。)に限られます。なお、本義務には金銭の支払い義務は含まれません。
- 3 本条第1項記載の正確性・安全性の向上、及び、本義務の履行に誠意をもって努めますが、本システムに瑕疵があった場合、サクサによる本義務の不完全履行があった場合等であっても、サクサは金銭の支払い義務(損害賠償責任、営業損失補償責任、費用償還・求償等の支払義務など)を一切負わないものとします。

第15条 (権利譲渡の禁止)

利用者は、本システム(本接続用ソフトウェア及び本管理機能を含みますがこれらに限られません。)の利用者たる地位・資格について、有償・無償を問わず第三者に譲渡または貸与することはできません。

第16条 (利用約款の変更)

本約款は、サクサにより、利用者の承諾を得ることなく変更されることがあります。この場合、サクサは利用者に対し変更内容の事前告知又は事後の告知を行うことができます。

- 2 変更後の利用約款は、当該利用約款に記載する日から効力を生じます。

第17条 (告知の方法)

本約款に記載されている各告知その他サクサから利用者への連絡は、サクサホームページへの掲載や、利用者への電子メールによる通知、販売会社を通じた連絡など、サクサが適当と判断する方法によるものとします。

- 2 サクサが前項の各告知その他の連絡を文章を以て行う場合、利用者が本約款に同意するにあたり連絡した所在地の内容を前提として行動すれば足り、利用者に各告知その他の連絡が到達しなかった場合でもあっても利用者

に発送・発信の時点で到達したものと見做します。

第18条 (反社会的勢力の排除に係る誓約)

利用者は、サクサに対し、約款締結時に利用者ならびにその役員または従業員が、反社会的勢力ではないことを誓約します。

第19条 (反社会的勢力の排除に係る契約解除)

サクサは、利用者が次の各号の一に該当した場合は、なんらの通知催告等を要さず、ただちに利用者とは締結しているすべての契約を解除することができるものとします。

- ① 利用者またはその役員もしくは従業員が反社会的勢力であることまたは過去に反社会的勢力であったことが判明した場合
 - ② 利用者またはその役員もしくは従業員が反社会的勢力を利用した場合
 - ③ 利用者またはその役員もしくは従業員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力もしくは関与した場合
 - ④ 利用者またはその役員もしくは従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していた場合
 - ⑤ 利用者が自らまたは第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為もしくは名誉や信用を毀損するなどの行為をした場合
- 2 サクサは、利用者へ前項各号についての調査の協力を求めることができるものとし、利用者がこれに応じない場合は、なんらの通知催告等を要さず、ただちに利用者とは締結しているすべての契約を解除することができるものとします。

第20条 (反社会的勢力の排除に係る賠償)

サクサは、前条の定めにより利用者との契約を解除した場合において、利用者に損害が生じたときも、これを一切賠償しないものとします。

- 2 サクサが、前条の定めにより利用者との契約を解除した場合において、損害を被ったときは、利用者はその損害を賠償しなくてはならないものとします。

第21条 (専属的合意管轄裁判所)

本システム又は本約款に関連して利用者とはサクサの間で紛争が生じた時は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

サクサ 記入欄	販売会社様	
	サクサ拠点名	

同意記入欄

本約款の内容を確認しましたので、本約款に同意します。

平成 年 月 日

住所	
会社名	
代表者名	
	代表者印